

大田市告示第38号

大田市広告掲載要綱（平成19年大田市告示第94号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

大田市長 楫野弘和

第20条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。